

平成18年 9 月13日

西 脇 市 長  
來 住 壽 一 様

市民憲章等検討委員会  
委員 長 田 中 雅 和

## 西脇市の市民憲章・市歌について（報告）

市民憲章等検討委員会では、合併協議会における「市民憲章及び市歌については新市において調整する。」との確認内容を受け、具体的な調整を行うこととしました。

平成18年 5 月25日の当委員会発足以来、5回にわたる委員会を開催し、新市誕生1周年となる本年10月1日の制定に向けた検討を重ねてきました。特に、市民の願いや希望を結集し、市民の行動規範となる市民憲章については、委員会案に対する市民からの意見聴取を実施するなど広く意見の集約を図りましたので、制定後の提案を添え、次のとおり報告します。

### 記

#### 1 市民憲章について

##### (1) 市民憲章（案）

わたしたちの西脇市は、豊かな自然の中で、これまでの歴史・伝統・文化を大切にしながら、織物を産業の中心として栄えてきました。

わたしたちは先人たちのたゆみない努力によって築かれたこのまちを受け継ぎ、次の世代の人々が誇りと愛着を持てるふるさとにするために、新しい時代を切り拓いていかなければなりません。

このまちで暮らすすべての人が、自然を愛し、互いに思いやり、支えあいながら、喜びと生きがいを実感できるよう、心豊かで魅力あふれるまちをつくるために、ここに市民憲章を定めます。

わたしたち西脇市民は

- 明朗で誠実な人になりましょう
- 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

## (2) 制定に当たっての基本的な考え方

当委員会では、近隣市町や合併市町村の事例を参考にしながら協議した結果、次のとおり制定に当たっての基本的な考え方を取りまとめ、検討を行いました。

- ・旧市町の住民憲章の理念を最大限に尊重すること。
- ・前文と本文の2部構成とし、本文は5箇条の構成とすること。
- ・新市のまちづくりの基本的な方向性を加味すること。
- ・簡潔な内容で、子どもから大人まで誰もがなじみやすく、覚えやすいものであること。
- ・市民の行動規範として、個人の取組姿勢を示し、実践につながるものであること。

## (3) 本案の解説

### ア 前文

本文の5項目を総括したものです。

第1段目では新・西脇市の成立の背景を述べており、豊かな自然に囲まれ、織物産業の興隆に伴い、市が発展してきた特性を示しています。

第2段目以降は、新市の将来像を踏まえ、人と自然の共生、人と人の共生の基本理念を述べ、そうしたまちを未来に向かって創造していくという、制定の意思を示しています。

### イ 本文

1つ目から4つ目までは、それぞれ「個人」、「家庭」、「地域」、「自然・社会」といった生活空間の領域における市民の取組姿勢を示しており、5つ目は、そうしたものとは異なり、次代のまちを受け継ぐ若者に対する期待を示しています。

#### ・ 明朗で誠実な人になりましょう

旧西脇市及び旧黒田庄町の憲章の条文を受け継いでいます。いきいきと自立した生活を送るためには、何事に対しても前向きな姿勢と気概が大切なことから、「個人」の目指すべき姿として示しています。

#### ・ 健康で明るい家庭をつくりましょう

旧西脇市及び旧黒田庄町の憲章の条文を受け継いでいます。自己形成の重要な場であり、生活の基本単位である「家庭」においては、健やかで快活な状態が望ましいことから、その目指すべき姿として示しています。

#### ・ 支えあい住みよいまちをつくりましょう

地域社会での連帯感が薄れる中、奉仕や相互扶助の意識をはぐくみ、さらには思いやりの心を持って、市民誰もがあたたかさを実感でき、暮らしやすいまちを創っていくことが必要なことから、「地域」における目指すべき姿として示しています。

#### ・ 自然を愛し豊かな心を育てましょう

本市の特性であり、かけがえのない資源である自然を大切にしたい思いを抱き、美しいものを素直に感じることができ、教養を深める心を持つ人を

育てていくことが大切なことから、「自然・社会」における目指すべき姿として示しています。

・ **青少年の夢と希望を育てましょう**

旧西脇市の憲章の条文を受け継いでいます。先人たちが築いてきた本市の魅力さをさらに高め、未来に引き継いでいくためには、夢や希望に満ちあふれた若者達が育っていくことが不可欠であることから、上記4つとは異なった視点からの目指すべき姿として示しています。

**ウ その他**

本文の各条は、同等の位置付けとしており、順番を付けることは適当でないため、冒頭に付するすべての番号は「一」とし、読み方は「ひとつ」と読むこととします。また、句読点は付けないこととします。

**2 市歌について**

(1) 市歌（案）

(1 番)

朝日ひたさす	比也の谷	映ゆる鈴堀	伊夜の丘
みどりに光る	都麻の野や	秋は黄金の	実を結ぶ
伸びる西脇	展けわが市		

(2 番)

加古の高瀬に	立つ虹の	かけはしにおう	綾にしき
ゆたかに染めて	織るところ	のぼる煙も	雲に入る
伸びる西脇	展けわが市		

(3 番)

多可の峰々	咲く花と	きおい立つ日ぞ	はずみある
われらの歩み	すこやかに	手に手とりつつ	いざゆかん
伸びる西脇	展けわが市		

(2) 制定に当たっての基本的な考え方

市歌は、市の発展と郷土愛を醸成し、市民で共有することを目的に制定されるものです。そのため、旧市町においては、旧西脇市のみで「市の歌」が制定されていたことから、この取扱いについてまず検討を行いました。

検討に当たっては、旧黒田庄町民にとって旧西脇市歌がどのように受けとめられるのか、ということに対し十分配慮しながら協議を行いました。その結果、旧西脇市歌は昭和27（1952）年の旧西脇市の市制施行時に制定されたものであり、以来市民合唱団などを中心に斉唱されるなど、長い歴史を有していること、

また、歌詞についてみると、旧西脇市と旧黒田庄町を含む広域的な地域の特性を織り込むなど文学的にも熟考して作られたことが感じられます。「比也」、「鈴堀」など地域をあらわす地名が多く含まれており、特に、2番には「加古の高瀬」、3番には「多可の峰々」といった旧市町ともに所縁の深い名称があることから、旧黒田庄町の人々を含め、多くの市民に理解が得られるものと判断し、新市の歌として引き継ぐことが適当であるとの結論を得ました。

### 3 委員会からの提言

- (1) 市民憲章と市歌については、認知度を高めるとともに、市民への浸透を図るため、各種行事で朗唱するなど積極的に啓発に努めること。
- (2) 市民憲章の条文、市歌の歌詞については、公共施設等にできる限り数多く、掲示すること。